○北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年3月31日条例第4号)

北海道職員等の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

北海道職員等の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

- 第 | 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第26|号。以下「法」という。)第26条の2第 | 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第 | 条及び第 2 条に規定する職員を含む。以下同じ。)の法第26条の2 第 | 項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
 - (修学部分休業)
- 第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の I 週間当たりの正規の勤務時間の 2 分の I を超えない 範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、 5 分を単位として行うものとする。
- 2 法第26条の2第 | 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校
 - (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
 - (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認めるもの
- 3 法第26条の2第 I 項の条例で定める修学に必要と認められる期間は、2年とする。 (修学部分休業取得中の給与)
- 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)第13条、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第13条(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第15条の規定にかかわらず、その勤務しない | 時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当(道職員給与条例第12条の3及び警察職員給与条例第14条の3の規定による手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第11条の3(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。)の規定による手当を含む。)、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに初任給調整手当、特殊勤務手当でその支給額が月額で定められているもの(通信教育指導手当を除く。)、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定による給与の減額の方法は、同項に定めるものを除くほか、道職員給与条例第13条、 学校職員給与条例第13条又は警察職員給与条例第15条の規定による給与の減額の例による。 (修学部分休業の承認の取消事由)
- 第4条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法第 | 条及び第2条に規定する職員にあっては、市町村教育委員会)は、修学部分休業をしている職員について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 当該職員が修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
 - (2) 当該職員が、正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授

業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

附 則

(施行期日)

- Ⅰ この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 - (北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 北海道学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第79号)の一部を次のよう に改正する。

(次のよう略)

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第78号)の一部を次の ように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月31日条例第11号抄)

「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第49号抄)

[北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第67号)

〔学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成19年12月規則第118号で、同19年12月26日から施行)

附 則(平成21年3月31日条例第14号抄)

〔北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成21年4月Ⅰ日から施行する。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行前に地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項の規定によりなされた修学部分休業の承認(この条例の施行前に期間が終了した修学部分休業に係るものを除く。)

は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日又は当該修学部分休業の開始の日のいずれか遅い日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員にあっては、市町村教育委員会。次項において同じ。)が定める内容の同項の規定によりなされた修学部分休業の承認があったものとみなす。

附 則(平成22年11月30日条例第53号抄)

[北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

この条例は、平成22年12月 | 日から施行する。(後略)

附 則(平成22年11月30日条例第54号抄)

[北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

この条例は、平成22年12月 | 日から施行する。(後略)

附 則(平成22年11月30日条例第56号抄)

[北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

この条例は、平成22年12月 | 日から施行する。(後略)

附 則(平成26年3月28日条例第14号)

[北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第13号抄)

[北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成30年4月1日から施行する。